

日バス協企労第100号  
令和6年3月29日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会  
企画労務部

特定技能制度に関する閣議決定のお知らせ（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日（令和6年3月29日）、特定技能1号（在留期間：上限5年）の対象分野に自動車運送業が追加されることが閣議決定されました。

これにより外国人をバスの運転者として雇用することが可能になります。今後、外国人バス運転者の受入れに必要な特定技能評価試験制度の構築等の準備を早急に進めて参ります。

詳細につきましては別紙にてご確認いただくとともに、本通知について貴協会傘下の会員事業者への周知をお願いいたします。

添付資料

- 別紙 1 新規分野の業務内容等の詳細〔出入国在留管理庁資料に日本バス協会が一部の箇所を赤字にするとともに赤枠を追加〕
- 別紙 2 （参考）特定活動の期間について（バス・タクシー）〔国土交通省資料〕
- 別紙 3 受入れステップ〔日本バス協会資料（想定する受入れステップの流れ）〕
- 参考資料1 特定技能評価試験の概要（バス・タクシー）〔国土交通省資料〕
- 参考資料2 外免切替手続等に要する期間の取扱い〔国土交通省資料〕

担当：企画・労務部 田知花  
電話：03-3216-4015